

太監事第 36 号の 1
令和 7 年 11 月 18 日

太子町長 沖 汝 守 彦 様

太子町監査委員 朝 生 有 恒

太子町監査委員 森 田 哲 夫

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

1. 監査期間 令和7年10月20日（月）から11月7日（金）まで

2. 監査場所 議会棟 常任委員会室・議会図書室・各施設

3. 監査月日と対象

| 月 日 | 所 属 名 |
|--------|---|
| 10月20日 | 町民課、生活環境課 |
| 10月21日 | 高年介護課、財政課、さわやか健康課 |
| 10月22日 | 管理課（小中含む）、斑鳩小学校、給食センター、企画政策課 |
| 10月29日 | 総務課、議会事務局 |
| 10月30日 | 税務課、会計課、上下水道事業所 |
| 11月4日 | 体験学習施設 |
| 11月6日 | 産業経済課、まちづくり課、こどもえがお課（保育所・幼稚園含む）、斑鳩幼稚園、子育て支援センター |
| 11月7日 | 社会教育課（文化会館、図書館、歴史資料館含む）、体育館、社会福祉課 |

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

(1) 収入事務

(2) 支出事務

- ① 負担金、補助金及び交付金の状況について
- ② 委託契約状況について
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
- ④ 工事及び修繕の状況について
- ⑤ 管理経費の状況について

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査の結果、滞納者に対する事務において、適正を欠く事案が確認され早急に改善が必要と思われるものがあったが、それ以外は適正に執行されているものと認められた。

(1) 収入事務

① 徴収事務

収納率向上のため、口座振替による期限内納付の推進およびイエローカード投函の強化などにより、現年末納は現年解消を目標に掲げ取組ができている。

② 滞納者管理事務

滞納者に対する処分を適時に実施せず、徴収権の行使を怠った事案が認められた。法令に基づかない運用により事務の適正化を欠いているため、徴収および滞納整理に関するマニュアルの整備が必要である。

(2) 支出事務

- ① 負担金、補助金及び交付金の状況について
適正に交付されていると思われる。
- ② 委託契約状況について
適正に契約されていると思われる。
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
備品管理において、公会計システムを利用して新規購入備品の管理方法が徹底できていない状況があり改善が必要である。
- ④ 工事及び修繕の状況について
適正に管理運用されているものと思われる。
- ⑤ 管理経費の状況について
適正に管理運用されているものと思われる。